

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------|---|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、平成31年第2回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中12名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> |
| 議 長 | <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番 岐部委員、3番 大石委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第8号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第8号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号3番 土地の所在は、国見町千灯字■■■■番地■■■■、地目が畑、面積は223㎡です。渡人は、大分市の■■■■さん(■■■■歳)、受人は、国見町千灯の■■■■さん(■■■■歳)です。申請事由は、渡人は、空き家バンク登録による譲渡のためと、空き家バンク購入のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号4番 土地の所在は、国東町北江字■■■■番地■■■■、地目が畑、面積は1,224㎡、外に畑が1筆の合計2筆で1,830㎡です。渡人は、国東町岩屋の■■■■さん(■■■■歳)、受人は、武蔵町池ノ内の■■■■さん(■■■■歳)です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、高齢で管理できなくなった土地を譲り受けて管理するとなっています。譲渡による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号5番 土地の所在は、国東町北江字■■■■番</p> |

地、地目が田、面積は1,091㎡、外に畑が1筆の合計2筆で、1,771㎡になります。渡人は、国東町北江の■■■■さん(■■歳)、受人は、国東町北江の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できなくなったためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

最後に申請番号6番 土地の所在は、武蔵町小城字■■■■番地■■、地目が田、面積は888㎡、外に田が1筆の合計2筆で、1,070㎡になります。渡人は、兵庫県川西市の■■■■さん(■■歳)、受人は、武蔵町小城の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、高齢及び県外在住により管理できないためと、受人は経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転となっています。

議 長

議案第8号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号3番から6番について、一括して説明がありましたが、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議 長

それでは、議案第8号、申請番号3番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

次に、申請番号4番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

次に、申請番号5番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

次に、申請番号6番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

| | |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について申請番号 3 番から 6 番について、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第 9 号 農地法第 5 条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>それでは、議案第 9 号 農地法第 5 条の規程による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号 5 番 土地の所在は、国見町岐部字 [REDACTED] 番地、地目が田、面積は 9 4 2 m²です。渡人は、国見町岐部の [REDACTED] さん ([REDACTED] 歳) です。受人は、国東町野田の [REDACTED] さんです。転用の目的は資材置場用地です。申請事由は、隣接する農業用ため池の改修工事に伴う伐採木、現場事務所及び作業員休憩用のプレハブ、仮設トイレの置場が必要であるためとなっています。申請地は、北側は用悪水路を挟んで山林に、東側を田に、南側を公衆用道路に、西側を用悪水路とため池囲まれた、農業公共投資の対象となっている農用地区域内の田です。賃貸借権による 2 0 2 0 年 5 月 2 2 日までの一時転用です。常設審議委員会についてはすでに、2 月 8 日に許可を頂いています。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請について、事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請申、申請番号 5 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請申の、申請番号 5 番については全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第 1 0 号 農用地利用集積計画について、事務局</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>より説明願います。</p> <p>議案第10号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が187筆で244,069㎡、内訳として、田が177筆で222,395㎡、畑が10筆で21,674㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が109筆で126,240㎡、更新設定は、総数が78筆で117,829㎡となっています。詳細につきましては、資料の3ページから12ページをご確認ください。</p> |
| <p>議長</p> | <p>議案第10号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、議案第10号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| <p>議長</p> | <p>議案第10号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第11号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第11号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が27筆の35,516㎡で、全て田となります。詳細につきましては、資料の13ページから15ページをご確認ください。</p> |
| <p>議長</p> | <p>議案第11号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| | (質疑なし) |
| 議 長 | <p>それでは、質疑が無いようなので、議案第11号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>議案第11号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第12号 平成31年 春季農作業標準賃金について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第12号 平成31年 春季農作業標準賃金について、ご説明します。</p> <p>昨年からの変更分について、農繁期賃金を6,200円から6,300円に変更しました。これは、大分県の最低賃金を考慮したものです。次に、水稻の早期米の乾燥・調整については、平成30年秋季分に変更しましたので、それを計上しています。</p> |
| 議 長 | <p>議案第12号 平成31年 春季農作業標準賃金について、事務局より説明がありましたが、ご質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議案第12号 平成31年 春季農作業標準賃金について、提案どおり承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>議案第12号 平成31年 春季農作業標準賃金については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第13号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第13号 農地法の規定による非農地証明書の</p> |

交付について、ご説明申し上げます。

申請番号11番 土地の所在は、国東町安国寺字[]番地[]、地目が田、面積は83㎡、外に田が1筆の合計2筆で202㎡です。申請人は福岡県筑紫野市の[]さん([]歳)です。申請事由については、相続により農地を取得したが、60年以上前から国東市を離れており、今回の農地利用状況調査により、近所の方が勝手に農地以外の目的に使用していたことが分かり、地目を変更して所有権を移転するためとなっています。なお、始末書の提出があります。

議長

議案第13号 農地法の規定による非農地証明書の交付について説明がありましたが、ご質問ご意見はありませんか。

(質疑なし)

議長

それでは、議案第13号 申請番号11番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

議案第13号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全て全会一致で提案通り承認されました。

議案については、以上であります。

それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。

議長.....

議事録署名委員.....

議事録署名委員.....